

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国（金沢税務署長）

平成26年4月18日不受理・確定

（控訴審・名古屋高等裁判所金沢支部、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年7月3日判決、本資料263号－126・順号12250）

（第一審・金沢地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年9月14日判決、本資料262号－186・順号12036）

決	定
申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	湯川 二郎
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	山門 由美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年4月18日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 山本 庸幸

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる